

巻頭インタビュー

一年半に及び会社法改正論議の集大成「会社法制見直しに関する要綱案」(注1)が公表された。議論を進めてきた法制審議会会社法制部会のメンバーであった野村氏に、各重点項目における改正論議のポイントや企業統治の今後について聞いてみた。

今回の会社法改正論議はいろいろと紆余曲折があったようですが。

野村 今回の法制審議会については、極めて異質な部分がありました。通常は、最初にラフな案が省庁側から出てきて、それを議論するやり方です。しかし、今回の会社法制部会は、最初の数カ月間はずっとヒアリングをしていて、案はなかなか出てきませんでした。その間に参議院選挙があって「ねじれ国会」となりました。その影響が大きかったわけですね。

野村 一つの政党の考え方が法案に反映されるわけではないという状況ができたことで、議論が落ち着きました。すべての人が納得できる改正案でなければ最終的には通らない、という政治環境の中で議論が進んだことは内容にも影響を与えたと思います。

改正論議がもたらした

企業統治の

可能性

今語る要綱決定の内幕

野村修也
Sintje Nomura
中央大学法科大学院教授・弁護士



最初のころは、欧州にも共同決定という制度があるのだから、従業員の経営参加をこの機会に会社法の中に入れるべきだ、という声も強くありましたし、「公開会社法」制定の話も出てきたりして混乱していました。始まって数カ月を経て、やっと案が始めるといふ状態になりました。

こうした背景があり、どの考え方も主導権を握っていないわけですね。つまり、市場を活性化したいという、市場主義的な考え方を模索している人たちもいたし、他方で、従業員の経営参加という新しいコンセプトを取り入れるといった形で、現在の会社法とは一線を画した会社法を作りたいという人たちもいる状況のまま議論を進めていったわけです。

改正本来の目的は積み残した課題への対応と不備の見直しだった

そうした状況の中、東日本大震災が起きました。

野村 震災はやはり大きな転機となりました。社会環境が激変し、議論が収束していくようになりま

した。というのは、会社法の改正に関心を持っておられた議員の方々が震災復興の方に重心を置かざるを得なくなり、専門家と法務省の担当者、利害関係者らが、それぞれ意見を出し合っていくような通常の法制審議会になったからです。そこで、中間試案(注2)が出来上がったわけです。

続々と有名企業の不正・不祥事が発覚する事件が起きました。

野村 そこでまた政治問題になったわけです。こうした不祥事を防止することが今回の課題なんじゃないかと。そこで急に、企業不祥事防止のための改正というような色づけをされてしまいました。改正論議のベースはまったく違うもので、平成一七年の会社法制定時に想定していなかった事案や積み残した課題への対応、そして世界水準のコーポレート・ガバナンスの確立というものでした。社外取締役の問題も、当初は経営者と(少数)株主との利益相反を解決する観点から論じられていたわけですが、終盤になって、企業不祥事防止の観点から論じられることが多くなりました。

改正本来の目的から言えば、社

「議論のスタート時には政治環境にも振り回され」

外取締役に関することは、それほど重要ではなかったわけですか。
野村 重要ではありましたが、観点が違いましたし、ほかにも数々の課題がありました。積み残しの課題として、むしろ難しいと思われるのは親子会社に関する問題で、これは平成一七年の会社法制定時においても、附帯決議の中で、法整備を行うことが盛り込まれていました。まず、この課題を解決したいというのが共通認識だったと思います。

それともう一つは、平成一四年に委員会等設置会社制度を設けたにもかかわらず、実際にはなかなか使われていない実情があり、改善する手立てはないのかという課題もありました。ほかには、スクイズ・アウトに関する規定が、全部取得条項付種類株式という当初の立法趣旨では考えていなかった使われ方で定着していくなど、問題点もいろいろあったので、そうしたことをこの機会に改正しようとしていたわけです。そうしたワン・オブ・ゼムの問題として、社外取締役の件もあったということです。

社外取締役の設置は世界水準の経営のため

しかし、数々の事件を受けて、「不祥事防止」がクローズアップされました。

野村 確かに社外取締役は不祥事に対するけん制機能を持っています。ただそれ以上に、経営者が株

(注1)「会社法制見直しに関する要綱案」(法務省、平成24年9月)

http://www.moj.go.jp/content/000101999.pdf

(注2)「会社法制の見直しに関する中間試案」(法務省、平成23年12月)

http://www.moj.go.jp/content/000082647.pdf

会社法制 見直しの動向と 企業実務への影響

ため、社外取締役の義務づけを見送ったにもかかわらず、実際には社外取締役を採用する会社が大幅に増えることも予想される。

具体的には、監査・監督委員会設置会社の場合、

- ① 監査・監督委員は任期が二年とされ、同委員会に選定された委員しか調査権限がなく、
- ② 常勤の監査・監督委員の義務づけはなく、
- ③ 取締役会は重要な業務執行について決議する仕事から解放され、定款変更さえできれば、多くの重要な業務執行を取締役や執行役員等に委ねることが可能となり、
- ④ 利益相反について任務懈怠の推定が働かない特則等が認められる。

このうち⑤は、監査・監督委員会設置会社の導入を促すために政策的に採用されるもので、監査役型のみならず委員会設置会社にもない特典である。監査・監督委員会が「事前に」承認をすると会社法423条3項（参考）に定められた取締役の任務懈怠の推定規定が適用されない。ただし「事後」の承認には、かかる適用除外が認められないし、監査・監督委員が利益相反取引の相手方等となる場合は特別利害関係人として、その承認には参加できない。

図表1 要綱の改正項目

1 企業統治の在り方

- (1) 取締役会の監督機能
監査・監督委員会設置会社制度（仮称）、社外取締役及び社外監査役に関する規律
- (2) 会計監査人の選解任等に関する議案の内容の決定
- (3) 資金調達の場合における企業統治の在り方
支配株主の異動を伴う募集株式の発行等、仮払込みによる募集株式の発行等、新株予約権無償割当に関する割当通知

2 親子会社に関する規律

- (1) 親会社株主の保護
多重代表訴訟、株式会社株式交換等をした場合における株主代表訴訟、親会社による子会社の株式等の譲渡
- (2) キャッシュ・アウト
特別支配株主の株式等売渡請求、全部取得条項付種類株式の取得、株式の併合により端数となる株式の買取請求、株主総会等の決議の取消しの訴えの原告適格
- (3) 組織再編における株式買取請求等
買取口座の創設、株式等の買取りの効力が生ずる時、株式買取請求に係る株式等に係る価格決定前の支払制度、簡易組織再編・略式組織再編等における株式買取請求
- (4) 組織再編等の差止請求
- (5) 会社分割等における債権者の保護
詐害的な会社分割等における債権者の保護、分割会社に知れていない債権者の保護

3 その他

- (1) 金融商品取引法上の規制に違反した者による議決権行使の差止請求
- (2) 株主名簿等の閲覧等の請求の拒絶事由
- (3) その他
募集株式が譲渡制限株式である場合等の総数引受契約、監査役・監査の範囲に関する登記、いわゆる人的分割における準備金の計上、発行可能株式総数に関する規律、特別口座の移管

(参考) 会社法423条3項

- 3 第356条第1項第2号又は第3号（これらの規定を第419条第2項において準用する場合を含む。）の取引によって株式会社に損害が生じたときは、次に掲げる取締役又は執行役員は、その任務を怠ったものと推定する。
- 一 第356条第1項（第419条第2項において準用する場合を含む。）の取締役又は執行役員
 - 二 株式会社当該取引をすることを決定した取締役又は執行役員
 - 三 当該取引に関する取締役会の承認の決議に賛成した取締役（委員会設置会社においては、当該取引が委員会設置会社と取締役との間の取引又は委員会設置会社と取締役との利益が相反する取引に限る。）

「会社法制見直しに関する要綱案」が公表され、会社法改正の方向性が決まった。その概要と今後の動向、企業実務に与える影響について解説する。

青山学院大学大学院法務研究科（法科大学院）教授
弁護士

浜辺陽一郎

はじめに

「会社法制見直しに関する要綱案」（以下「要綱」という）が、本年九月七日の法制審議会総会において決定され、法相に答申された。近時の日本経済の低迷を打破するため、何とかして経営の質を引き上げ、ガバナンスを強化しようとの問題意識などもあり、部会での改正論議はおよそ二年半を費やした。かくして出来上がった要綱の項目は図表1のとおりだが、全体としては経済界の要望に妥協する形で、会社法制定で実現した規制緩和をさらに促進する流れとなっている。

本稿では、要綱から主要な項目を取り上げ、そこから読み取れる今後の会社法改正の方向性と企業実務に及ぼす影響を検討してみたい。

監査・監督委員会設置会社の「甘味剤」に注目

要綱の企業統治面における目玉は、監査・監督委員会設置会社の解禁である。この制度の問題点はすでに本誌でも解説済みだが、企業に向けられた甘味剤的な仕掛けに注目すると、特に法的な監査のコストを抑制したい経営者等にとっては歓迎すべき内容だろう。この改正によって、多くの上場会社が監査・監督委員会設置会社に移行する可能性がある。この